

少子化・子育て支援対策特別委員会会議録

平成21年7月23日

場 所 第5委員会室

署 名

少子化・子育て支援対策特別委員会 関 師 博 規

平成21年 7月23日（木曜日）

委員 水間 篤典

午前10時 1分開会

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

会議に付した案件

説明のため出席した者

○概要説明

福祉保健部

福祉保健部

1. 子育て支援に関する関係機関の役割
2. 保育サービスの現状について
3. ひとり親家庭に対する経済的支援の状況

こども政策局長	山田 敏代
部 参 事 兼 福 祉 保 健 課 長	佐藤 健司
こども政策課長	京野 邦生
こども家庭課長	舟田 美揮子

教育委員会

教育委員会

1. 教育委員会としての子育て支援の取組について
2. 学校教育における本県の次世代を担う人材の育成について

教 育 長	渡辺 義人
教 育 次 長 (総 括)	米原 隆夫
教 育 次 長 (教育政策担当)	黒木 正彦
教 育 次 長 (教育振興担当)	二見 俊一
総 務 課 長	金丸 政保
政 策 企 画 監	吉村 久美子
財 務 福 利 課 長	井上 貴
学 校 政 策 課 長	児玉 淳郎
学 校 支 援 監	山本 真司
特別支援教育室長	瀬川 健治
生涯学習課長	興梠 正明
スポーツ振興課長	川崎 重雄
人権同和教育室長	厨子 透

○協議事項

1. 県外調査について
2. 県南調査について
3. 次回委員会について
4. その他

出席委員（13人）

委 員 長	関 師 博 規
副 委 員 長	田 口 雄 二
委 員	米 良 政 美
委 員	蓬 原 正 三
委 員	萩 原 耕 三
委 員	押 川 修 一 郎
委 員	外 山 衛
委 員	松 村 悟 郎
委 員	外 山 良 治
委 員	太 田 清 海
委 員	西 村 賢
委 員	新 見 昌 安

事務局職員出席者

政策調査課主査	松崎 勝一
議事課主査	山中 康二

○**関師委員長** ただいまから少子化・子育て支援対策特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会日程についてございま

すが、お手元の配付資料、日程（案）をごらんください。

まず、3の概要説明であります。今日は、福祉保健部から、子育て支援に関する関係機関の役割、そして保育サービスの県内の現状について説明をいただきます。その後に教育委員会から、教育委員会としての子育て支援の取り組みや次世代を担う人材育成について説明をしていただきたいと思います。

次に、4の協議事項であります。今後予定しております県外調査などについて御協議いただきたいと思います。

以上のように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○図師委員長 先日から県北調査のほう、強行なスケジュールにもかかわらず実りある中身の濃い研修をしていただきまして、ありがとうございました。

また、県内、県外との調査も踏まえまして、いよいよこの特別委員会も後半戦に突入していかうとしておりますので、皆様方の忌憚のない積極的な御意見、政策提言のほうをお願いしたいと思います。

それでは、執行部を入室させますので、しばらく休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時4分再開

○図師委員長 委員会を再開いたします。

まず初めに、福祉保健部のほうから、子育て支援に関する関係機関の役割及び保育サービスの県内状況につきまして御説明をいただきたいと思います。

○山田こども政策局長 こども政策局長の山田

でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

宮脇和寛部長が体調不良のため当委員会を欠席させていただきますので、私のほうで代理を務めさせていただきます。委員の皆様方には御迷惑をおかけいたしますが、御了解の上、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。今日は、Ⅰの子育て支援に関する関係機関の役割としまして、子育て家庭に対する県、市町村、県民などの支援等の関係について、次に、Ⅱの保育サービスの現状について、本県における保育所、幼稚園などの状況、地域子育て支援拠点事業や放課後児童クラブなど子育て支援サービスの実施状況について、こども政策課長から説明をさせていただきます。最後に、Ⅲのひとり親家庭に対する経済的支援の状況としまして、ひとり親家庭医療費助成事業等の事業概要と実施状況について、こども家庭課長から説明をさせていただきます。

保育サービスを初めとする子育て支援サービスは、安心して子供を生み育てることができる環境の整備という観点から非常に重要な部分であり、今後とも市町村と連携を図りながらさらなる充実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方の御支援、御協力をお願いいたします。

私からは以上であります。よろしくお願いいたします。

○京野こども政策課長 それでは、私のほうから説明いたします。

委員会資料の1ページをお開きください。まず、Ⅰの子育て支援に関する関係機関の役割についてであります。

これは、子育て家庭を取り巻く地域、企業、

国、県、市町村等のそれぞれのかかわりを図示したものであります。図の中央、やや上のほうに「子育て家庭」がございしますが、この子育て家庭に直接子育て支援の基礎的サービスを行っているのが、その下に記載しております「市町村」でありまして、児童手当等の支給、保育所等の保育サービスの実施、放課後児童対策の実施等を担っております。一方、市町村の下に記載しております「県」は、市町村と連携を図りまして、市町村の実施する各種子育てサービスへの支援や、社会全体で子育てを応援する機運の醸成のための取り組み、ひとり親家庭への支援を行うとともに、幼稚園等への支援などを通して子育て家庭への支援を行っているところであり、また一番下の「国」におきましては、少子化に対処するための総合的な施策の策定、実施のほか、仕事と家庭の両立のための企業への支援、県及び市町村への支援を担っております。また、左上の「地域」につきましては、県及び市町村との協働事業、あるいは県、市からの支援を受けるなどして子育て家庭とかかわっております。さらに右上の「企業」におきましては、育児休業等の取得など仕事と家庭の両立支援に関する取り組みを行っているところであり、

2ページをお開きください。少子化社会対策基本法より、国及び地方公共団体、事業主等の責任について規定している条文を参考までに掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

続きまして、資料の3ページ、A3の横長の資料でございます。IIの保育サービスの現状についてであります。子育て家庭に直接子育て支援サービスを行っている、保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設の状況について説

明いたします。

まず、それぞれの施設の概要につきまして説明いたします。表の右側をごらんください。保育所についてであります。就学前の保育に欠ける児童を保育する知事認可の児童福祉施設であります。対象年齢はゼロ歳から就学前までの児童で、保育時間は最低基準上1日8時間で運営することを原則としております。職員は、ゼロ歳児おおむね3人につき保育士1人以上、1歳、2歳児おおむね6人につき保育士1人以上など、児童の年齢ごとに定められております。

次に、1つ飛びまして幼稚園についてであります。満3歳から就学前の児童を対象とする学校教育法に基づく知事認可の学校であります。教育時間は4時間を標準とし、職員配置は、1学級の幼児数は35人以下を原則とし、学級ごとに少なくとも専任教諭1人を配置することとなっております。

1つ戻りまして、認定こども園につきましては、幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設として平成18年度からできた制度でございます。幼稚園、保育所等のうち認定基準を満たすと知事が認定した施設で、ゼロ歳から就学前の児童を対象とし、教育時間4時間の短時間利用児と8時間保育の長時間利用児の両方がおります。

一番下にあります認可外保育施設につきましては、知事認可を受けていない保育施設で、保護者の希望による直接契約で入所し、保育時間、職員配置等、施設の任意となっております。県としましては、保育従事者の3分の1以上は保育士あるいは看護師等の有資格者とするよう指導しております。

次に、図の左側の「対象児童」の欄をごらんください。県内の就学前の児童数につきましては、下のほうに記載しておりますが、平成21年

4月1日現在で、0～2歳が3万500人、3～5歳が3万300人で、合計6万800人です。その中で、上のほうにあります、親の就労等により家庭で保育できない児童は、中央にございます「施設の種別」では保育所に入所しておりますが、平成21年4月1日現在で399施設に2万7,600人の児童が入所しております。また、左隣の「行政との関わり」にありますように、保育所の入所について市町村に申し込み、市町村からの決定を受け入所し、所得等に応じた保育料を市町村に支払うことになり、運営費として国費、県費を含めた公費が市町村より経費負担されます。

次に、左側、「対象児童」の中ほどの家庭で保育できる児童のうち、おおむね0～2歳の児童2万200人につきましては、家庭で保護者により保育されており、3歳以上の幼児教育を希望する児童につきましては、幼稚園と直接契約をし、137施設に9,900人の児童が幼稚園に入園しております。「行政との関わり」については、運営費として国費も含め県より補助しているところでもあります。

次に、「対象児童」の一番下にあります、認可外保育施設に入所している児童は、保護者の希望により、直接契約し認可を受けていない保育施設に入所する児童で、現在、102施設、3,000人の児童が利用しております。また、中ほどにあります認定こども園につきましては、現在、11施設あり、1,100人の児童が利用しております。

5ページをお開きください。次に、2主な保育サービスの市町村別実施状況であります。前回の委員会資料でお示したものに認定こども園を加えたもので、保育所、幼稚園につきましては県内にほぼ満遍なく設置されており、認定こども園、認可外保育施設につきましては支部

を中心に設置されている状況にあります。また、表の右から2つ目の欄の幼稚園預かり保育、その右隣の保育所の延長保育につきましては、利用者の保育ニーズに応じ、幼稚園の教育時間終了後、あるいは保育所開所時間の前後に延長して保育サービスを実施している施設の状況を示しております。下の表につきましては、前回の委員会資料でお示した各施設の保護者負担の状況に認定こども園を加えたものであります。

なお、結婚・子育て意識調査で「子育てにお金がかかる」と答えられた方が多かったわけですが、保育所の保育料の軽減につきましては、本年度から同時入所の第3子以降の子供の保育料が無料となったところでもあります。また、さらなる減免等につきまして、国に対し引き続き要望していくこととしております。

6ページをお開きください。3保育所の待機児童数についてであります。全国との比較ということで各県の保育所の待機児童数を示しております。本県は平成12年度から待機児童ゼロの状況にあります。また表の下には、本県の幼稚園の定員と利用児童数をお示ししております。

結婚・子育て意識調査では、「仕事と子育ての両立が難しい」と答えられた方が多かったわけですが、保育所につきましては、待機児童がいないことから、現段階では新たな整備は必要ないと考えております。今後とも利用者の保育時間延長等のニーズに応じた延長保育の実施など、多様な保育サービスができるよう市町村に働きかけてまいりたいと考えております。

7ページをお開きください。4その他の子育て支援サービス市町村別実施状況であります。まず、それぞれのサービスの概要につきまして説明いたします。表の右側をごらんください。地域子育て支援拠点事業についてであります、

児童福祉法に基づく子育て支援事業でありまして、一般的には子育て支援センターと言われており、公共施設内のスペース、保育所内のスペースなどで親子の交流の場の提供や子育て相談等を実施するものであります。対象は乳幼児及びその保護者であり、補助基準の例で申し上げますと、開所時間は週3日以上、1日5時間以上であり、職員配置につきましては、子育てに関する知識、経験を有する者を配置することとなっております。

次に、児童館・児童センターについてであります。児童福祉法に基づく児童厚生施設でありまして、児童に健全な遊びを与えて、その健康増進と情操を豊かにすることを目的に設置された施設であります。なお、児童センターは、児童館の機能に加えて、主として運動を通して体力増進を図るものであります。すべての児童が対象でありまして、開所時間はおおむね平日の9時から午後5時、職員配置につきましては児童厚生員を2名以上配置することとなっております。

次に、放課後児童クラブについてであります。児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業でありまして、学校の余裕教室、保育所や児童館の専用スペースを利用して、授業終了後に遊びや生活の場を与えるものであります。対象は、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童で、年齢はおおむね10歳未満となっております。開所時間はおおむね放課後から午後6時までで、職員配置につきましては児童指導員を1名以上配置することとなっております。

左側にありますけれども、各サービスの市町村ごとの一覧表をごらんいただきますと、いずれのサービスも実施していない町村がございますが、備考欄にその背景等を記載しております。

その内容は、子育て相談につきましては、保健センターや保育所で実施されていたり、放課後児童対策につきましては、放課後子ども教室の利用、あるいは祖父母や近所の人が迎えに来るなど地域のつながりがあり、住民の要望が少ないといったものであります。

なお、結婚・子育て意識調査で、「子供の接し方やしつけの方法が正しいかという不安がある」と答えられた方が多かったわけですが、この面では、子育てに関する相談機能を有する地域子育て支援拠点事業の充実などが必要と考えられます。今後とも地域子育て支援拠点事業の充実につきまして市町村に働きかけてまいりますとともに、本年度から実施しております子育て人材バンクを活用し、地域子育て支援センター等の相談機能の充実を図ってまいりたいと考えております。

こども政策課の説明は以上であります。

○舟田こども家庭課長 それでは、こども家庭課からは、ひとり親家庭に対する経済的支援の状況について御説明申し上げます。

資料の9ページをごらんください。まず、1のひとり親家庭医療費助成事業についてでございますが、この事業は、(1)の事業目的でございますとおり、ひとり親家庭に対し医療費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図るものであります。

(2)の事業概要であります。助成対象者は、①のアからウのとおり、20歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の父、母などで、自己負担額は1人につき月1,000円となっております。なお、所得制限につきましては児童扶養手当法に準拠し——このことにつきましては次の2でも御説明いたしますが、例えば、お母さんまたはお父さんと子供1人の場合、収入がおおむ

ね365万円未満の世帯が対象となります。次に、④の給付方法につきましては、入院は現物給付、入院外は償還払いとなっております。具体的には、現物給付は、退院する際に医療機関の窓口で自己負担分、月額につき1,000円を支払うこととなり、償還払いにつきましては、窓口で一人医療費の3割分を支払っていただきまして、後日、本人の申請に基づき、市町村から月額1,000円を超える分の医療費の還付を受けることとなります。実施主体は市町村であります。その2分の1を県が補助しており、(3)の事業費につきましては、平成21年度は2億4,274万7,000円を計上しているところでございます。

本事業につきましては県内の全市町村で実施されておりますが、参考の部分に書いてございますとおり、国富町や西米良村など4町1村では自己負担額がなく、また国富町では所得制限がないなど、若干助成内容が異なっているところでございます。

一番下の表に医療費助成のイメージ図を記載しておりますので、ごらんいただきたいと存じますが、県と市町村は、本人が窓口で支払う医療費の一部負担3割のうち、自己負担となります1,000円を除いた額について2分の1ずつ助成する形となっております。

10ページをお開きください。2の児童扶養手当についてであります。この事業は、(1)の事業目的のとおり、父と生計を同じくしていない児童及び父が重度の障がいを持つ児童に対し、母または養育者に手当を支給することにより児童福祉の増進を図るものであります。

(2)の事業概要であります。受給対象児童の年齢は18歳の年度末までで、児童に障がいがある場合は20歳未満までとなっております。支給額は、全部支給の場合は月額4万1,720円、

第2子は5,000円、第3子以降は1人につき3,000円が加算されます。③の所得制限につきましては、先ほど若干申し上げましたけれども、扶養親族1人の場合の所得制限限度額は、全部支給では57万円未満、一部支給では57万円以上230万円未満となっております。230万円以上の所得がある場合には支給額はなしとなります。なお、これを収入ベースで申し上げますと、全部支給はおおむね130万円未満、一部支給につきましてはおおむね130万円以上365万円未満となります。実施主体につきましては、④にありますとおり県及び市で、県につきましては町村在住者、市につきましてはそれぞれの市の在住者を支給対象としております。

(3)の事業費であります。県全体で64億6,377万4,000円、財源内訳は、国が3分の1、実施主体であります県または市が3分の2となっており、県及び市のそれぞれの支給額につきましてはごらんとおりでございます。

次に、3の母子寡婦福祉資金貸付金についてであります。この事業は、(1)の事業目的のとおり、母子家庭等に対し福祉資金を貸し付けることにより、経済的自立の促進や、その扶養している児童の福祉の増進を図るものであります。

(2)の事業概要であります。貸付金の種類は、修学資金、就学支度資金、生活資金、修業資金など13種類あり、実施主体は県及び宮崎市でございます。

(3)の貸付実績につきましては、平成20年度分でございます。県と宮崎市を合わせ、貸付件数401件、貸付額1億6,810万4,000円となっており、県と宮崎市の内訳につきましてはごらんとおりでございます。今後とも、ひとり親家庭に対します経済的支援につきましてはさまざまな対策を講じてまいりたいというふうに考

えております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○図師委員長 福祉保健部の説明が終わりました。質疑のほうに入りたいと思いますが、福祉保健部におかれましては、この後、景気・雇用対策特別委員会にも御出席されると聞いておりますので、ここの委員会に関しましては11時前をめどに協議のほうを終えたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いたします。

それでは、皆様のほうから御質問等あれば、どうぞお願いたします。

○蓬原委員 非常にうまい説明でしたから質問がなかなかしづらいんですけども。保育所は正月とか休みがありますね。これは当然閉園とかお休みですか。

○京野こども政策課長 正月とお盆と日曜祭日が休みになっております。

○蓬原委員 過去、保育園に対していろんな監査的な指導に行かれたときに、「正月も開園しなさい」という指導をされた経緯がありますか。

○京野こども政策課長 1月1日は休みということで、それ以外は開所するようになっております。

○蓬原委員 正月は1日だけが休み。お盆はどうなっているんですか。

○京野こども政策課長 保育ニーズがあれば開くことになっておるようでございます。

○蓬原委員 正月は普通、正月三が日とか、一般的に日本人の場合あるわけですが、2日、3日開くことの問題点みたいなことはないんでしょうか。

○京野こども政策課長 親の就労という面を考えればそれなりのメリットがあるのかとは思いますがけれども、親子と一緒に正月を過ごせない

ということからはデメリットだと考えますし、また、職員の皆さんの休業ということでもデメリットはあろうかと思えます。

○蓬原委員 最後の確認ですが、ずっと1日だけがお休みという形でやってきておられるということですか。

○京野こども政策課長 保育ニーズがないという条件でこういうふうなことがずっと続けられているようでございます。以上でございます。

○外山衛委員 待機児童数はどういう理解をしたらいいんですか。ゼロはわかるんですけど、定数との関連もないですよね。大分の待機児童1というのはどういった位置づけなんですか。定数が100で120おって20余るならわかるんですけど、意味がよくわかりません。どういうふうに理解したらいいんですか。

○京野こども政策課長 保育所の定員と実数につきましては、実数につきましては定員の弾力化が行われておりまして、例えば入所時には15%ぐらいはオーバーしてもいいですよとか、その以降になると何%とかいうふうな規定がございまして、それに当てはまるようであれば待機児童はいないということになっております。また、この表でいきますと県一くくりになっておりまして、地域によっては、先ほどの定員の弾力化をやっても待機児童が出てくる状況があるということで、定員と利用児童数の差についてはそういったところがございます。

○外山衛委員 待機というのは、入りたいんだけど入れないということですか。

○京野こども政策課長 待機児童の定義というのがございまして、入所申し込みが提出されまして、入所要件に該当しているんだけど入れないというのが待機児童というふうな言い方でございまして、希望の保育所に入れなくてほかの

保育所に入っているとか、都市部で家庭的保育事業というのがあるんですけども、そういったところに入っている人についてはカウントしないとか、そういったことになっております。

○外山衛委員 大分を例にとれば、1人だったら入れればいいんじゃないかと思うんですけども……。結構です。

○西村委員 今の話にも関連するところがあるんですけども、保護者というか預けたい側からしたら、夜間に働く人、3時ぐらいから出ていって9時ぐらいまで働く人とか、パートの時間もそれによってまちまちだったりという話がありまして、非常に変則的な勤務状況というのがあります。変則的な勤務時間に合わせるような保育サービスというものを、県はどのように指導とか、考えを持っておられるのかちょっと伺いたいんですが。

○京野こども政策課長 委員のおっしゃるとおりでございまして、変則的な就労形態がございまして。専業主婦の育児疲れの解消とか、保護者の就労形態の多様化、あるいはパートタイム労働、きょうは昼勤めて、あしたは夜勤めるとか、就労形態が多様化しております。そういったものに対応するために実施している事業で一時・特定保育事業というのがございまして。一時保育につきましては、21年3月末現在で146カ所、市町村数でいきますと22市町村で実施されております。また特定保育につきましては、これはまだ今のところ数が少ないんですけども、5カ所、2市町で実施されているところでございます。今後とも、就労形態の多様化等に対応するために子育てと仕事の両立の支援ということで、一時・特定保育を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○西村委員 宮崎県の場合、待機児童がゼロと

いうことなんですけど、それは、預けたくても預ける手段、いわゆる受け入れ側の施設がないということもあって、最初から預けられないケースというのもあると思うんです。今説明いただいた、一時保育を徐々に充実させていっているというのはわかるんですけども、夜間とか夕方から認可施設はどのぐらい対応されているんですか。特に僕らの目に飛び込んでくるのは、どうしても認可外の施設が夜間サービスなんかはやっているように見えるんですが、認可の園でやっているところがあれば教えていただきたい。

○京野こども政策課長 認可施設につきましては、夜間保育を実施している箇所が1カ所でございます。それから、先ほど申し上げませんでしたけれども、休日保育が38カ所、9市町で行われております。もう一つ、延長保育、先ほど表の中にございましたけれども、これも312カ所、市町村数でいきますと19市町村で実施されているところでございます。

○西村委員 我々も県内調査等を通じて、今の認可園であるところが、非常に弾力的に、朝早く、夜もちょっとは長くということで、いわゆるサービス残業的に頑張られているというのはわかるんですけども、先ほどのとおり変則就業というのが非常にふえて、休日も関係ない、夜も関係ないということに対しての対応がいま一なのかなというのも正直考えるところでありまして、そこで待機児童ゼロとの整合性とか考えると、預けたいんですけども、はなからあきらめているところも非常に多くて、そこを今後どうやって本県が取り組んでいかなくちゃならないのか。また、このように不況下にあって、どうしても共稼ぎの家庭がふえて、特にパート、アルバイトの場合は何時に働けるかわからない

という若い世代が非常にふえているんですね。お父さん、お母さんともに非正規雇用というところも非常に多くて、そういう方の話を聞くと、子供を預けることがやっとなかた。当然自分の親に預けるケースも多いんでしょうけれども、そこにもやっぱり限界も生じてきているというのがあります。今は認可外しか預けるところがないということで、認可外といいますと、県の支援とか公的支援というのがない施設でありますから、そこに対してどういうふうにかかしていくのかお伺いしたいんですが。

○京野こども政策課長 変則的な保育ということで、先ほど内容については御説明したところでございますけれども、例えば特定保育とか休日保育、夜間保育等も含めましてそれぞれ国の補助事業がございまして、それに合わせた形で県も補助しているところでございます。常に保育士は常駐させておかなければならない、それに見合うだけのニーズがないといった部分もございまして、事業として採算的に成り立ちにくいという部分が正直言ってございます。こういったところを国に対して改善等を要望していきたいと考えているところでございます。また、認可外保育施設につきましては、夜間とか延長といった概念がございませぬので、そういったものの助成はしておりませぬけれども、職員あるいは入所者の健康診断の費用、あるいはピアノや大型の遊具等が倒れてこないような防止策、あるいは窓ガラスが飛散しないような措置に対する整備費の補助については、現在行っているところでございます。以上でございます。

○水間委員 関連しますが、認可外保育施設は3分の1以上の資格者がいなきやいけないというような表現があったんですが、それについて定員がどのくらいの中で3分の1以上なのか。

○京野こども政策課長 認可外施設の立入調査の基準というのがございまして、その中で、先ほど申し上げました、保育従事者の3分の1以上につきましては保育士あるいは看護師等の有資格者とするように指導しているところでございます。

○水間委員 だから、基準の中で、従事者というのは、1人でも従事者になるわけですね。その人たちが看護師あるいは保育士の免状を持っていれば、それだけでいいのかどうかということです。

○京野こども政策課長 後ほど回答いたしたいと思っております。

○水間委員 というのは、認定保育所は知事認可で、認可外は全くないわけですね。ですから、一時、認可外保育所については、いろいろ問題があった場合にどうするか。認可の保育所は、預かる部分だけでも非常に綿密な、マニュアル含めて、幼児教育を含め、保育にたける人たちが面倒見ながらやっておられるんだけれども、認可外保育の皆さん方は、ただ一時預かるだけと。だから、小学校、中学校、高校に行って問題行動が発生するときは、こう言っちゃいかんけれども、認可外保育所の子供たちのほうが割と多いという統計が出ているような話も聞いたんだけど、そこらあたりの話はどうなんですか。

○京野こども政策課長 認可外保育施設に行った子供が後々問題になるというふうな統計というのは、私も把握していないんですけれども、職員の研修につきましては、認可外保育施設の職員についても研修しております。社会福祉事業団における研修に加えまして、先ほど言いました認可外保育施設の安全対策事業による認可外保育施設の安全管理の研修、そういったもの

で可能な限り研修を充実させているところでございます。

○水間委員 それと、認定こども園が、国を挙げて指導があるだろうと思うんですが、宮崎県内では11カ所、いろいろ話を聞くと、幼保連携含めて、設置者にやろうとする意欲がないというよりも、文科省と厚労省の狭間で、補助金が少なくなる。国、県も認定こども園の指導をしながら、保育園、幼稚園の皆さん方がのろうとしないのは、補助金の問題だけですか。

○京野こども政策課長 認定こども園につきましてはいろんな型がございまして、幼保連携型、幼稚園型、保育所型というのがございます。もう一つございしますが、それは省きまして。はっきり言いまして、保育所型と幼保連携型というのは、認定こども園をつくりましても金銭的な面については特段メリットがないんです。幼保連携型については、幼稚園の部分、保育所の部分、認可施設でありますのでそれぞれの補助金が来る。保育所が認定こども園にしようとしても、保育所のままであれば、市町村が入園者との間に立って入園と保育料の回収等やってくれるんですけども、認定こども園になりますと直接契約ということになりまして、自分ところで契約して、かつ保育料も徴収しなければならないということでありまして、幼保連携型と保育所型につきましては余りメリットがないということで数が少ない現状でございます。幼稚園型につきましては、無認可の保育所部分がつけ加わるということで、0～2歳までの子供さんを預かることによって、そのまま自分ところの幼稚園に入ってもらおうというメリットがあるということで、どちらかといえば幼稚園型が多いという現状になっております。以上でございます。

○水間委員 国を挙げて認定こども園をというような指導もあるようですから、やっておられるところはメリットがあってやっておられる、メリットがないからやらない。認定こども園というのは一体何なのかということにもなりかねないので、ひとつそこら辺はまた御指導いただきたいと思えます。

母子寡婦福祉資金についてお尋ねしたいんですが、県で346件、ここらあたりの貸付についての償還状況、焦げつきとかなんとかないんですか。

○舟田こども家庭課長 償還率につきましては、経済情勢が厳しい中にありまして、特に母子寡婦世帯の方はより一層厳しいという中で、償還率は非常に厳しい状況にございます。平成20年度末で46.7%ということで5割を切っている状況で、いろいろ償還に向けての努力はしているところでございますけれども、年々若干下がってきているという状況にございます。

○水間委員 1件当たり貸付の金額は幾らぐらいですか。

○舟田こども家庭課長 母子寡婦福祉資金につきましては、御説明申し上げましたとおり13種類ございまして、それぞれ貸付金の限度額というのは異なっております。最も利用が多いのが子供さんの修学資金でございまして、高校に行かれる方、短大に行かれる方、それぞれ自宅通学、また自宅外通学というふうに異なっておりますが、1つの例で申し上げますと、県立高校に通われる方で自宅通学の場合に、1年生で月額1万8,000円、私立高校ですと自宅通学のときには3万円というようにさまざまでございます。

○水間委員 できたら、修学資金等13種類あるみたいですが、そこらあたりの資料か何かあればお示しをいただきたいと思えます。

もう一点ですが、実は新型インフルエンザが小林で出ました。これは強制的な措置で閉園をしなければならない。こうなったときの閉園をした期間に対する、国あるいは県で何か考えられるものはあるのでしょうか。国でいう措置費がある、あるいは市町村である。閉園をしなきゃならないということあるんでしょう。

○京野こども政策課長 閉園をしたとしても、開園をしたという状態で補助金が出ます。

○水間委員 ストレートに答弁が返ってきたんですが、結局、閉園をしたということは関係なくて、閉園はしたけれども、通常のまま措置費はあるということですか。

○京野こども政策課長 そうでございます。

○外山良治委員 20代、30代の離婚率というのはどのくらいなんですか。

○舟田こども家庭課長 離婚率につきましては、年代別の離婚率のデータを持ち合わせておりませんけれども、全体では本県は2.31ということで、全国平均が1.99。これは20年度の数字です。

○外山良治委員 意味がない、そういった質問はしていない。今、特別委員会をやっているわけだから。

20代、30代の離婚率、統計はあるが、ここにはないということですか。

○舟田こども家庭課長 本県の20代、30代の離婚率、調べればあるのかなと思いますので、それにつきましては確認いたしまして御報告します。

○外山良治委員 委員長、その資料請求をよろしくをお願いします。

おおむね男が元妻に支払いをする養育費、この養育費を支払っている宮崎県の男族というのは何%ぐらいですか。

○舟田こども家庭課長 平成19年にひとり親家

庭の実態調査をいたしまして、その中で養育費について尋ねております。「一度も受け取ったことはない」と答えられた方が65.8%、「以前受け取ったことはあるが、現在は受け取っていない」という方が12.3%その時点でいらっしゃいましたので、8割弱の方がその時点では受け取っておられない。ということは、今ますます厳しい中では受け取っておられない方もかなりいらっしゃるのかなと思います。母子世帯になられた方には、ちゃんと養育費については請求する権利がありますという御説明は、関係機関とともにやっているところでございます。

○外山良治委員 ということは、養育費をいただいている家庭というのは全体の1割から2割と、しっかりした資料はないということではないわけですね。

○舟田こども家庭課長 資料につきましては、平成19年に実施いたしました「ひとり親家庭実態調査」に基づくものでございます。あとは母子寡婦福祉連合会等にお聞きしまして、年々養育費を受け取られる世帯が少なくなっていると、そういったようなものでございます。

○外山良治委員 実際、サンプル調査、抽出調査でしょうから、そういった調査の上に立った施策を講じなければ、本道というものをそれだ議論になる。

私も約20年間、いわゆる認可外保育の園長をやってきました。ここでおたくらが答弁されることがいかに実態に合っていないかよくわかる。養育費の問題にしても、正月がどうのこうのという話も出ましたが、ホステスさん、正月の1、2、3日稼ぎ時。だから、三が日——個人的な話で恐縮でございますが、足のない園長先生と3日、4日過ごさなければいけない。あの園児の実態を見ると悲しくなる。元夫が子供に養育

費すら払っていない、これが宮崎県の現状。しかし、そういった人が何名おるのかということも把握されていない。小学校1年、2年、3年、学年が上がることによって、1学年30分の4が30分の6になったり、全国の統計では2. 何々で、現在ワースト3位ですか。

○舟田こども家庭課長 ワーストで言いますと全国3位でございます。

○外山良治委員 立派なものですわ。しかし、実態というものはこの倍、3倍ありますよ。20代、30代に置きかえてみると80、90——問題発言になりますからやめておきますが、現状というものをもっとしっかりと把握してここの中で議論しなければ、本当の特別委員会の意味がないと思う。

保育料の滞納はどういう状況でしょうか。

○京野こども政策課長 ちょっと資料が古いんですけれども、平成18年度……。

○外山良治委員 意味がない。

○函師委員長 お手元の資料ではそれが限界ですわ。

○京野こども政策課長 はい、そうでございます。

○外山良治委員 今、何とかという政党の経済効果が十分発揮されていない。いわゆる弱肉強食、新自由主義等々によって貧富の格差が拡大をしてきた。今現状はどうなっているのかと——平成18年の資料なんか出しても意味がないですよ。20年度、19年度、わかりますか。

○京野こども政策課長 現段階では把握しておりません。

○外山良治委員 早急に現状把握し、資料を委員長のもとにお届けをしていただきたい。要望します。以上です。

○京野こども政策課長 認可外保育施設の件で

ございますけれども、保育従事者のおおむね3分の1以上は保育士や看護師の資格を有する者であることということでございまして、常時2名保育従事者がいないといけないものですから、2人の施設にあつては1人は必ずいなければいけないということでございます。以上でございます。

○函師委員長 それでは、時間も来ておりますので福祉保健部の説明はこれで終わりますが、少子化対策基本法では、県は当該地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務があるという内容も込められておりますので、どうぞこれからも、我々との意見交換を踏まえた内容での執行に当たっていただきたいと思ひます。

きょうはどうもありがとうございました。

しばらく休憩をいたします。

午前11時8分休憩

午前11時9分再開

○函師委員長 委員会を再開させていただきます。

この特別委員会におきまして教育委員会に来ていただくのは初めてでありますので、私、本委員会の委員長を務めさせていただいております函師博規と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、あとの紹介につきましては、時間の都合もありますので省略させていただきたいと思ひます。

それでは、早速であります、教育委員会の説明のほうをお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○渡辺教育長 おはようございます。教育委員会でございます。よろしくお願ひいたします。

委員の皆様方には、本県教育の振興につつま

して常日ごろより御指導、御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、説明に入らせていただきます。お手元の少子化・子育て支援対策特別委員会資料をお願いいたします。表紙をお開きいただきまして、右側にあります目次をごらんください。本日御説明いたします事項は4件であります。まず、教育委員会としての子育て支援の取り組みとしての1点目は、家庭教育に対する支援及び学校・家庭・地域が一体となった教育環境づくり、並びに2点目として、修学援助・奨学金等についてであります。次に大きな2番目といたしまして、学校教育における本県の次世代を担う人材の育成といたしまして、1つ目に、高等学校におけるキャリア教育、就職支援等、2つ目といたしまして、いじめ・不登校対策についてであります。

私のほうからは以上であります。引き続き関係課長が内容について説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○興梠生涯学習課長 生涯学習課からは、家庭教育に対する支援及び学校・家庭・地域が一体となった教育環境づくりにつきまして、関連する3つの事業について御説明申し上げます。

まず、委員会資料の1ページをお開きください。子どもの生活リズム向上支援推進事業についてでございます。

この事業は昨年度から実施しておりまして、1の目的にございますように、県PTA連合会と連携しまして、子供の生活リズムの向上に向けた実践活動や普及啓発のための研修会を行うことによりまして、子供の望ましい基本的な生活習慣を育成し、あわせて家庭の教育力の向上を図ろうとするものでございます。

2の事業の内容でございますけれども、(1)

にありますように、県内の小中学校8校の7つのPTAをモニターとして委託しまして、それぞれの学校や地域の実情に応じた特色ある実践活動を行っていただいております。実践活動はそれぞれ3つの柱で行っていただいております。1つ目は生活リズムの向上に資する体験型イベントの実施、例えば早起きをしてラジオ体操や奉仕活動を行うといったような活動でございます。地域の皆様方や団体の御協力を得て行うものでございます。2つ目は学習会や啓発活動の実施、これは保護者を対象にした子供の生活リズムづくりなどに関する学習会等を行うものでございます。3つ目が家庭での継続的な取り組み、例えば早寝早起き朝ご飯の習慣づくり、ゲームをしない日、読書時間を設けるといったような取り組みでございます。

具体的な実践活動の例としまして、串間市立有明小学校の昨年度の取り組みの一部を掲げてございます。まず、丸の1つ目ですが、「魚魚とありあけ食i n g」と銘打ちまして、夏休みに実施いたしました早朝体験型イベントでございますが、これは、地元漁協や水産会社等の御協力を得まして、早朝の水揚げの見学、ラジオ体操、魚の加工場の見学や魚の調理実習等、食育という部分も兼ねて親子で体験するものでございます。また、1つ飛んで3番目の丸でございますが、家庭内で実践してもらおう継続的な取り組みとしまして、週に1回は決まった時間に家族が枕を並べて寝る「川の字就寝デイ」といった取り組み、それから、学習の時間にテレビを消したり、ゲームをしない日を設けるといったような取り組みを行っていただいております。1つ戻っていただきまして、これらの家庭での取り組みにつきましては、さらに各家庭での取り組みを促し、状況を確認するといったこと、あるいは

課題等の把握を目的にしたアンケート調査などもあわせて行っているところがございます。

このような取り組みにあわせて、②にございますように、県内の単位PTAが集う研修会等を開催し実践活動発表などを行っておりまして、PTA相互の情報交換や子供の生活リズム向上に向けた共通理解を深めるといったことを行っております。

それから、(2)にございますとおり、県レベルでの協議会を設けまして、事業の検証・評価も行いながら、家庭教育における生活リズムの向上のための支援のあり方について検討を行っているところがございます。

なお、(3)の①にございますように、各モニター校の初年度の活動成果を報告書にまとめ、各単位PTAに配付するなどして普及啓発に努めております。今後は、すべてのPTAにおいてこういった取り組みが推進されるようにさらに努めてまいりたいと考えております。

次に、右側の2ページをごらんいただきたいと存じます。「親子のきずな」応援事業についてであります。これは本年度から取り組んでおります新規事業でございます。

1の事業の目的にございますように、親が自覚と自信を持って子育てに取り組むことができるよう、地域での学習機会の充実を図るとともに、家庭教育支援者の養成を行いまして、PTAと連携し保護者が親子のきずなについて考える機会を提供することによりまして、地域が一体となって家庭教育を支える環境づくりを進めるというものでございます。

事業内容としましては3つの柱から成っております。まず、(1)の親子のきずなを育む学習機会の充実であります。これは家庭教育に関する提案型出前講座を実施することとしてお

ります。具体的には、地域で活動しておりますNPOや社会教育団体等に対しまして、それぞれ得意とする分野、例えば育児やしつけ、ひきこもりや不登校、発達障がい、いじめ、非行等々の問題、あるいは親子のきずなを深めるような遊びや体験学習といったもの、いろいろあると思いますけれども、そのような内容を講座のテーマとして提案してもらいまして、悩みを抱える保護者の集まりや家庭教育学級などへ出前講座形式で講師を派遣して実施するというものでございます。

次に、(2)の親子のきずなを支える環境づくりでございますが、これは家庭教育支援ボランティアの養成講座を実施するものでございます。家庭教育に関心のある地域住民を対象にしまして、悩みを抱えるなどの保護者を支援するために、さらに必要となる知識や心構え等に関する講座を実施するものでございまして、さらにまた、受講者を家庭教育支援ボランティアとして組織化することも考えております。そして各市町村等が実施します家庭教育相談や子育て相談などの支援にも当たっていただきたいと考えております。

次に、(3)の親子のきずなを確かめ深める取り組みの支援でございますが、ここでは「親の振り返りシート」の作成を行うこととしております。これは、親が子供の様子を見守る際の視点、子供の変化を早期に発見するための視点を掲載したシートを作成し、それぞれの家庭で活用してもらうためのものでございます。例えば、学齢期、思春期を迎えて、子供の変化あるいは変容に気づかないといった保護者もいらっしゃると思うしておりますけれども、そういった気づきの動機となるといったことに活用していただくことを期待しております。

続きまして、3ページをお開きいただきたいと思います。放課後子ども教室推進事業についてでございます。

この事業は平成19年度から取り組んでおりまして、1の事業の目的の中ほどから下にありますように、小学校の余裕教室や公民館などを活用しまして放課後などにおける子供の活動拠点を設け、地域の方々の御協力を得ながら学習活動やさまざまな体験交流活動を行うことによりまして、地域社会全体で子供を育てる取り組みを推進するものでございます。

2の事業の内容でございますけれども、まず、放課後子ども教室の実施でございますが、2番目の丸にありますとおり、地域との橋渡しをしてもらいますコーディネーターや、子供たちの安全監視に当たる管理員、それから学習の手伝いをするアドバイザーなどを配置しております。

3の実施状況の推移にありますとおり、平成21年度におきましては16の市町村で81の教室が開催されておまして、その取り組みの内容は、保護者や子供たちのニーズ、地域の実情等を踏まえた多彩なものとなっております。

2の中ほどに、五ヶ瀬町鞍岡小学校におきます放課後子ども教室の活動例を挙げております。ここでは1日当たり平均26人程度が参加しております。毎週月曜日から金曜日まで、ときには土日も入りますが、年間で245回程度開催しております。1年生から6年生までが参加しての実施となっております。活動内容は、宿題教室とか農業体験、自然体験、さまざまな内容となっております。

また、②にございますように、市町村におきましては運営委員会を、また県におきましては推進委員会を設置しております。実施に当たっての課題等の整理検討や総合的な放課後対策の

あり方などについて協議を行っているところであります。あわせまして、コーディネーターや指導員の情報交換、資質向上のための研修も行っているところでございます。

生涯学習課からの説明は以上でございます。

○井上財務福利課長 財務福利課でございます。当課所管の教育費関係について御説明申し上げます。資料は4ページから6ページにかけて、各ページごとにそれぞれ就学援助、宮崎県育英資金及び県立高校授業料減免の3件についてお示ししております。

初めに、4ページの就学援助についてであります。就学援助の内容は、一番左側の欄で縦にごらんいただけますように、幼稚園就園奨励費、へき地児童生徒援助費、要保護及び準要保護児童生徒援助費、及び特別支援教育就学奨励費の4つの事業となっております。全国一律の措置といたしまして、事業主体はそれぞれ国であります。これら国の事業を受けた補助事業の実施主体は市町村、一部について県となっております。

各事業の内容についてであります。まず、1の幼稚園就園奨励費につきましては、中ほどとその右側の列の「援助対象」及び「対象経費」の欄にありますとおり、市町村民税非課税世帯であるなど一定の所得要件により、公私立の幼稚園児の保護者に対して入園料及び保育料を援助するものであります。補助率3分の1とありますものは国から市町村に対する補助率でありまして、以下の補助率につきましてもすべて補助事業者に対する補助率であります。この場合、保護者本人に対する援助としましては、そこに掲げております平成20年度実績額6億9,190万1,000円を対象者数8,716人で単純に除してみますと、園児1人当たり約7万9,000円となるも

のであります。

次に、2のへき地児童生徒援助費は、中ほど右側の「対象経費」の欄をごらんいただきたいと存じますが、縦に7つに区分けされておりますけれども、この7つの区分のうち、一番上のスクールバスの購入費や、その下の寄宿舎の設備購入費、下から2番目と一番下の欄がございます、へき地学校における健康診断のための経費、これらをそれぞれ市町村に対して援助するタイプのものと、真ん中3つ目の欄にあります、通学に要する経費、寄宿舎食費・日用品費等及び修学旅行費を直接児童生徒を対象として援助するタイプのものより成っております。これら児童生徒を対象といたします直接的な援助につきまして、平成20年度の実績額を単純平均いたしますと1人当たり約18万円弱となるものであります。

3は、要保護及び準要保護児童生徒援助費であります。まず、要保護者とは、そこには記しておりませんが、生活保護法第6条に規定する、現に保護を受けていると否とにかかわらず保護を必要とする状態にある方のことであります。準要保護者とは、これに準ずる方のことであります。準要保護者につきましては、平成17年度以降はすべて市町村単独事業の対象となっております。援助の内容につきましては、「対象経費」の欄をごらんいただきたいと思いますが、学用品費・通学費・通学用品費ほか、この「ほか」には修学旅行費等が含まれます。それに治療費及び給食費であります。1人当たりの援助額は、「平成20年度実績」欄の点線の上の部分、市町村の準要保護者の例で申しますと、これを単純平均いたしますと年額で7万円強となっております。要保護家庭につきましては生活保護の仕組みの中で別に援助されておりますため、そこ

にあらわれている実績額は、生活保護の対象となっておりません準要保護の対象者より少額となっておりますところであります。また、県立の準要保護者につきましては、給食費と医療費のみを県費で援助しているものでございまして、残りは市町村の援助となっているものであります。

次に、4の特別支援教育就学奨励費は、「援助対象」及び「対象経費」の欄をごらんいただきたいと存じますが、市町村立小中学校の特別支援学級及び県立の特別支援学校に在籍する幼児、児童生徒に対しまして、学用品費・通学費・通学用品費・給食費・修学旅行費等を支援するものであります。平成20年度の実績は、市町村立学校におきまして、624人に対して総額2,132万7,000円、県立学校におきまして、1,238人に対して総額1億3,824万4,000円となっております。市町村立学校と県立学校間の1人当たりの差がうかがえるところでございますけれども、県立学校におきましては寄宿舎費や帰省費等があることによるものであります。

5ページをお願いいたします。宮崎県育英資金についてであります。これは、本県内に主たる生計維持者がいる高校生や大学生等に対しまして、一定の家計要件及び成績要件を条件といたしまして、ごらんの区分によりまして修学のための資金を貸与しているものであります。そこにはお示ししておりませんが、家計要件と申しますのは、父母と高校生2人の4人家族の場合で、収入にいたしまして年収およそ800万円程度となります。それから成績要件は5段階評価で3.3以上としております。ただし、へき地育英資金の場合、成績要件は3.0以上としておりまして、さらに、保護者の失職あるいは災害罹災等緊急の事態が生じた場合におきましては、緊急採用といたしまして、家計、成績要件とも

に問わないことといたしております。現在、貸与者総数は、その表の一番右の欄でございますけれども、一般育英資金の場合、高校生等が3,554人、へき地育英資金の場合、高校生等が171人、大学生等を含めました全体では、表の一番下右になりますけれども、4,234人となっております。現在のところ、県立、私立を合わせました高校生全体の利用率は総数の約1割となっております。

最後に、右側6ページでございますが、県立高等学校授業料減免制度であります。

まず、授業料減免の基準についてであります。一番下の表欄外にお示ししておりますとおり、①の生活保護受給世帯、②の児童擁護施設入所等の措置委託、③の市町村民税非課税世帯から、一番下の⑥の保護者の離職、破産等の特殊事情までの6つの事由による場合といたしております。

一番上の表にお戻りいただきまして、平成20年度の例で申しますと、授業料の額は、全日制が月額9,800円、定時制及び通信制におきましては、単位ごとにごらんとおりの額でございます。

その下の2の減免の状況であります。全日制の対象者は2,500人、定時制は192人、全体では2,692人、率にいたしまして生徒総数の10.83%でございます。平成19年度と比較いたしますと、生徒数全体が523人減少しております中で135人の増、率にいたしまして0.76ポイントの増となっております。

減免事由につきましては、3の表にございますとおり、①の生活保護世帯、③の市町村民税非課税世帯など、家計困難が主たるものとなっております。

資料の説明は以上であります。

厳しい経済情勢が続きます中、今後ともこれらの制度の利用者は増加していくことが見込まれるところでございますけれども、家計困難等の家庭における教育費の軽減を図りますため、今後ともこれらの制度の一層の周知と適切な運用に努めてまいりたいと存じているところでございます。

財務福利課関係につきましては以上であります。

○児玉学校政策課長 お手元の資料7ページをごらんください。高等学校におけるキャリア教育、就職支援等について御説明いたします。

まず、1の学校の取り組みについて御説明いたします。各学校におきましては、すべての教育活動を通して望ましい勤労観、職業観の育成を行っております。例えば、(1)にありますように、自分がどのような職業に向いているか考える機会として、①のインターンシップや②の県内企業視察、③の保護者や企業の方々等地域人材を活用した進路講話を実施しております。インターンシップにつきましては、ほとんどの学校が第2学年におきまして冬休み前までに実施しており、多くの学校で実施期間は2日ないし3日となっております。

また、(2)にありますように、各学校においては進路指導部を中心に卒業生の就職先や未就職の事業所を訪問し、定着指導や新たな求人開拓に努めております。学校によっては250社訪問する学校もございます。

次に、2の県教育委員会の取り組みについて御説明いたします。(1)にありますように、教職経験者や企業の人事担当経験者などを就職支援教員や進路対策専門員として県内に12名配置し、①の企業訪問を延べ3,729社、②の就職相談で生徒面談を延べ2,699名、⑤の卒業生との面談

を延べ456名と実施するなど就職支援を行っております。また、学校の実態に応じたキャリア教育を推進するために7名のキャリア教育支援教員を配置し、学校の指導体制づくりやキャリア教育の指導内容、指導法等の開発に取り組んでおります。

(2)にありますように、県教育委員会事務局職員におきましても、関係団体や就職先を訪問し求人拡大等に努めております。平成20年度は県内企業85社を訪問しております。

(3)には、労働政策課や宮崎労働局、関係機関や団体と連携した求人拡大の取り組みをお示ししております。

さらに、(4)の明日の産業を担う専門高校スペシャリスト育成支援事業では、①の生徒の専門力向上のための取り組みとしまして、外部講師による講習会を実施いたします。②は、指導者のスキルアップを図るために、県内企業や専門学校等において産業技術研修会を開催するものであります。また、③の地区別発表会、意見交換会の開催などを通して、専門高校において産業界のニーズに即した専門性の高い技術や技能を身につけた人材の育成を行ってまいります。

また、(5)の定時制・通信制社会と夢への架け橋事業では、生徒支援相談員の配置や、生活再建発表大会、進路講演会、社会体験学習の実施など、定時制・通信制高校において望ましい勤労観・職業観の育成を行っております。

続きまして、8ページ、最後のページになりますが、いじめ・不登校対策について御説明いたします。

まず、いじめ・不登校の現状についてですが、(1)にありますように、平成19年度に本県で認知されたいじめの件数は381件で、前年

度に比べますと283件、率にして43%減少したことになります。

なお、平成18年度から増加しておりますけれども、これはいじめの定義が、四角の枠内に示しておりますように変わりましたことが大きな要因と思われます。枠の中をごらんいただきたいと思いますが、17年度までのいじめの定義につきましては、「自分よりも弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」という定義になっておまして、「一方的」、そして「継続的」「深刻な苦痛」というのがありました。18年度以降の定義におきましては、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」、このような定義に変わって、18年度からふえてきております。

次に、(2)をごらんください。平成19年度における不登校児童生徒数につきましては、前年度に比べますと、小学校、中学校は少し増加し、高校は減少しており、小中高合わせますと1,318名となっております。その数は18年度に比べて若干減少はしておりますけれども、依然として相当数に上っており、本年度も本県の重要課題ととらえております。

これら いじめ・不登校への県の対策についてであります。2の対策をごらんください。主なものだけ申し上げますと、(1)の学校における相談体制への支援といたしまして、中学校70校に臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラーを配置、スクールアシスタントとして地域人材を中学校50校に配置し、児童生徒の心のケアに当たっております。また、昨今の複雑化する家庭環境への働きかけといたしまして、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持つスクールソ

ーシャルワーカー7名を6教育事務所に配置し、関係機関等の連携についてコーディネートしていただいているところであります。

(3)の電話相談体制につきましては、2つ目の丸の「心の架け橋子ども電話相談事業」におきまして、電話相談日を昨年度よりふやし、毎月第2日曜日を行うなどその充実に努めております。

(4)の「問題を抱える子ども等の自立支援事業」であります。これは国の10分の10の事業でありまして、本年度で3年目となります。本事業における自立支援指導員につきましては、教師OBや警察官OB、地域民生委員など地域の人材の中から選定された方々が、管内の問題を抱える子供等の支援を行っております。

以上、主なものだけ述べましたが、子供たちを取り巻く社会状況や生活環境が子供たちの成長に影響を及ぼしていると考えられますので、学校が中心となって家庭や地域の教育力を高め、いじめ・不登校の問題に今後も積極的に取り組んでまいりたいと思っております。以上であります。

○凶師委員長 では、教育委員会の説明が終わりましたので、委員の方々からの御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○水間委員 育英資金についてお尋ねしますが、この貸与金額は今のところ変わりはないんですか。

○井上財務福利課長 ここのところずっと一定でございます。

○水間委員 今、貸付額に対する償還はどのような状況ですか。

○井上財務福利課長 償還されない未済が常々問題になっているところでありますけれども、平成20年度末現在で未償還率は27%になっております。金額にいたしまして9,972万円超でございます。

いまして、これは年々ふえているのが現状でございます。

○水間委員 滞納になっている、未済の一番の大きな原因というのは、今の経済状況を反映したようなことなんですか。

○井上財務福利課長 まちまちでございますけれども、主なところは、先生がおっしゃいますとおり、就職ができない、就職しても収入が少ないというのが多々ございます。

○水間委員 約1億にならんとする未済額になるようですから、次の貸付にも影響があると思うんですが、そう理解していいんですね。

○井上財務福利課長 これは返還額を次の貸与額に回しておりますので、返還が滞りますと対応が苦しくなってくるのは、おっしゃるとおりでございます。

○水間委員 よろしくお願いをしたいと思います。

次に7ページですが、キャリア教育支援教員7名を配置されて、ニート、フリーターの対策を含めるというようなことですが、現状でどうなんですか、高等学校出られている中で、ニート、フリーターというのはどの程度県内で把握できているのか。そういうのがありますか。

○児玉学校政策課長 本県のニート、フリーターの数はどれぐらいかというお尋ねですけれども、正確に把握できておりません。ニート、フリーターについては多様な定義がございまして、公表されている全国的な数値というのは推計値というぐあいになっております。本県でどれだけの数字については把握しておりません。

○水間委員 もし調査してわかったときは、またお知らせください。

それと、次の8ページに、いじめ・不登校対策で、学校における相談体制への支援、スクー

ルカウンセラー、スクールアシスタント、スクールソーシャルワーカー、このような皆さん方で臨床心理、社会福祉関係でやっておられるんですけども、現実の問題として、このような相談があった、こういうことで治ったとか、特別議題になるようなことはございますか。

○山本学校支援監 スクールソーシャルワーカーが昨年11月から配置されたわけですが、例えば、今まで学校の教師というのは社会福祉の部分では疎い部分がありましたけれども、スクールソーシャルワーカーの社会福祉という専門分野から適切なアドバイスをいただいたという例があります。保護者を説得して市役所に連れて行って生活保護の申請を行って、家庭が安定して子供が安定したとか、そういうような非常に専門分野からのアドバイスをいただいたとか、スクールカウンセラーは臨床心理士等の資格を持っておられますので、教師が子供への相談体制で悩んでいらっしゃる部分をアドバイスいただいたとか、そういう例が挙がっております。以上でございます。

○水間委員 せっかくこうやって、26名70校に配置とか50校に配置、素晴らしいことをやっておられるので、相談体制がうまくいくことが、不登校の生徒をなくし、あるいはいじめをなくすということになると思うのでですね。

不登校の実態が、あまり児童生徒の数字が変わっていないような現状のお話でしたが、こちらあたりは、端的に言うと、「学校でいろいろあるんだったら、いじめられて行くんだったら、学校には行かんほうがましよ。自分の家になさい」という親の指導もあるような話も聞いたんですけども、そういう現実に対応できているところがありますか。

○山本学校支援監 実は不登校の一番の理由と

いいますのは、本人にかかわる問題。どういうことかといいますと、本人の極度の不安であるとか無気力、それから親子関係、そういうことが多うございまして、今委員から話がありましたようないじめに関しても、行くなとかいうことじゃなくて、そういう相談体制がありますので、それを解消して学校に来るようにという指導をしているところでございます。以上でございます。

○図師委員長 今回、教育委員会のほうには、高等学校におけるキャリア教育とか、いじめなり不登校の内容の資料も用意していただいたわけなんですけど、若干、子育て並びに少子化対策とは枝がそれているんじゃないかという感覚もあろうかと思われまますが、要は、高校時代の教育なりキャリア教育、自分が将来どの仕事につくのか、どこに適性があるのかということをしっかり認識させることが、就職につながり、また、就職して安定した生活を築くことで、子育てを、また経済的安定が2人目を生み育てる環境につながるということで、高校時代からのキャリア教育、また高校以前の教育体制も非常に大切ではないかということで、今回、この特別委員会の資料にも加えさせていただいたところであります。

ほか、委員の方。

○蓬原委員 少子化・子育て支援対策特別委員会なんですけど、今、日本が大きな曲がり角に来て、いろんなところでボディーブローのように経済的にも組織的にもきているのは、少子化ということが根本にあるのかなと思っていて、その重要性からこの特別委員会ができています。

これは厚生常任委員会でも1回発言したんですが、例えば環境教育——環境ということにつ

いては高度経済成長時代はほとんど無視されて、いろいろな事件があって、今日本は、かなり環境ということについて先進国になりました。約20年以上要したと思っています。そこには、子供たちに小さいときから環境教育を施してきて、川をきれいにしなさいよとかいろいろなことをやってきた結果、今その子供たちが大人になって、環境というものに対する認識がかなり社会的に隅々まで広がってきたと思うんです。少子化ということについて、日本の将来は少子化でかなり厳しい社会になるわけですがけれども、教育の現場で子供たちに、環境教育を施したように、少子化が大きな社会問題になっているんだ、いわば案のうちに、ちゃんと将来は結婚して子供をつくることがいいんだよというか、今はプライバシーの問題がありますから、それは個人の価値観に基づくということをしてしまうと、それ以上の協力は進まないということになるんですが、しかし、少子化が将来の日本の社会に与える影響の大きさを考えたときに、子供たちに少子化について教育の場で教えていく必要があるんじゃないかなと思うんです。これは時間がかかるでしょうけれども。そのことについての御認識、御見解、教育長、いかがでございませうか。

○山本学校支援監 先に前座をさせていただきます。今、委員がおっしゃいましたように、環境教育というのは、グローバルな部分においても大事でございますし、地域を愛する、自分たちのふるさとを愛するという意味においても非常に大事な教育だというふうに認識しております。19年度の状況でございますけれども、県内の小学校におきまして7割以上の学校が、総合的な学習の時間等を使いながら環境教育に取り組んでおります。中学校におきましては40%以

上の学校が環境教育に取り組んでおりまして、まず、足元の環境教育から取り組んで実践を行っているところでございます。以上で終わります。

○蓬原委員 環境教育を行った結果が、時間はかかったけれども、今一つの成果として出ていると思うんです。だから、それと同じように、少子化ということについて、将来的には子供が少ないことが大変な時代になるんだよというようなことを、何とか教育の現場で子供たちに教えていくことが必要じゃないか、そのところの御意見をお聞きしたいのであります。

○児玉学校政策課長 学校におきましては家庭科という教科がございますが、家庭のあり方、あるいは家庭を持つことのすばらしさ等を家庭科の授業の中でやっております。また、先ほど図師委員長の方からありましたように、フリーターがふえるということは、将来的にはそれが少子化につながっていくというようなこと、私もそのように本に書かれておるのを見ましたけれども、フリーターとかニートになってしまうと、将来的に家庭が持てない、少子化になる。少子化になると日本全体の活力が衰える。もちろん年金も、「あなたたちが年金をもらう世代になったときに苦しい生活をするよ」、そういったようなことは、社会科の公民の授業としてやったり、あるいは講師等に來ていただきまして学校でそのような話をしてもらおうというようなことで、少子化に対して子供たちが危機感を持つようなことは、学校において行われております。

○渡辺教育長 学校現場における取り組みについては、今それぞれ学校支援監ないし学校政策課長から申し上げたとおりというふうに理解しておりますが、少子化の問題は、はっきり申し上げまして切り札というのは私はないと思います。ただ、粘り強く、子供を持つこと、そして

子供を育てることが喜びなんだと、その子供たちが育ち上がって行って、やがて社会を担って行って、日本を担って行って、そういうふうに関連として人間としての歴史がつながってあって今日があるんだ、あるいは将来があるんだということを、今言いました、学科で言えば総合的な学習の時間もありますし、公民の時間もありますし、そういった中で地道に粘り強く子供たちに教えていくことが一番大事なことかな、このように考えております。以上です。

○蓬原委員 いい御答弁、ありがとうございます。子育てすることのすばらしさみたいなもの……。

そして、最近の若い人たちの中に「子供が嫌い」という人たちが結構いるんだという話を聞いていまして、コミュニケーションが下手だからかもしれませんが、子供が嫌いだ。したがって、自分は子供は多く要らないという母親もいるやに聞いておりました、子育てすることのすばらしさ、そして子供が好きという子供たちをいっぱい育てていくことが——切り札はないとおっしゃいましたが、確かにそのとおりだけれども、時間はかかるけれども、小さいときからそういうことを教えていくことが、遠い将来、少子化に歯どめを打つことになるかなと思いますので、こういう意見を申し上げました。よろしくをお願いします。

○新見委員 学校が終わった後の子供たちのための対策として、従来から厚労省の放課後児童クラブがありました。2年前から文科省の放課後子ども教室というのがスタートしていますが、この2つの区別、現場でどんなふうにすみ分けがなされているのか、その辺教えていただきたいんですが。

○興梠生涯学習課長 今、委員がおっしゃった

とおりでございまして、平成9年度から厚労省のほうでは、保育に欠ける子供たちを対象にした放課後教室をやっております。それから19年度からは、文科省のほうのたぐいで、教育的視点ですけれども、放課後教室という形で2本立てでやっております。これはどちらも市町村の事業でございまして、それぞれの状況に応じて市町村が選択することになっておりました、一つは、放課後児童健全育成事業（通称児童クラブ）は、共働きの世帯で放課後対策が必要だという家庭の小学校低学年を中心にやっておりました、親御さんの仕事の関係でございまして、歴史的流れと緊急性があるということで、こちらを選択する市町村のほうの今のところ多うございまして、それから、19年度からの放課後子ども教室は徐々にふえてきておりますけれども、財政的な部分もございまして、まずは児童クラブのほうを優先、その後、放課後教室をとというようなお考えを持っていらっしゃるという形です。

放課後教室のほうは、小学校から、場合によっては中学生まで受け入れをしておりました、現場は弾力的に対応しているというような状況です。両方やっている市町村もございまして、大体小学校単位で設けているものですから、ある小学校の単位では児童クラブ、ある小学校の単位では放課後教室という形でやっております。両方やっているところについては、連絡をとりながら、子供さんなり親御さんの選択をしていただくような形にはなっております。簡単でございまして、そういうことだと思います。

○新見委員 3ページの資料によりますと、実施状況の推移、箇所数は3倍ぐらいふえておりますけれども、市町村数がふえたり減ったりしている背景がよくわからないんですが。

○興梠生涯学習課長 一つは合併の関係がございます。もう一つは児童クラブのほうに移行したというのがございます。その関係でございます。

○図師委員長 ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、今の教育委員会の説明、また委員からの意見を踏まえまして、さらなる充実した執行に取り組んでいただきたいと思いますし、また我々も意見、提案させていただきたいと思っております。

本日は、御説明ありがとうございました。

暫時休憩します。

午前11時55分休憩

午前11時56分再開

○図師委員長 委員会を続けます。

続きまして、協議事項であります。まず、県外調査についての御意見をお伺いしたいと思っております。

県外調査の日程は、10月27日火曜日から29日木曜日にかけて予定させていただいております。9月定例会が終わってすぐになりますので、本日の特別委員会で皆様方からの御意見、御要望等、ここにいうところがあれば承っておきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「一任」と呼ぶ者あり〕

○図師委員長 では、副委員長とそのあたり協議させていただきます。

続きまして、資料1のほうをごらんいただきたいと思いますが、8月3日、4日にかけて実施いたします県南調査につきましては、前回委員会で決定いたしておりますので、ごらんの日程、内容になったということを再度御確認いただきたいと思います。今回、6カ所ではな

く5カ所に1つ減らさせていただいております。ちなみに、調査時の服装につきましては、前回同様クールビズ、夏服装でお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○図師委員長 それでは、次回委員会でありませんが、9月定例会中、9月30日水曜日を予定しております。

執行部への資料要求等につきましては、今特別委員会の中で外山良治委員から、20代、30代の離婚率等の資料請求もあり、また蓬原委員のほうからも、ひとり親家庭についてほかの課にまたがるような施策がないかの資料を取り寄せてくれということがありました。ほか皆様のほうから御要望あれば承っておきますが、よろしいでしょうか。

それでは、その他につきまして皆様から御意見、御要望ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○図師委員長 では、再度申し上げます。次回委員会としての活動は、8月3日、4日の県南調査でありますので、よろしくお願いたします。

なお、3日月曜日は、前回同様、10時にこの委員会室で意見交換を行った後に出発いたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、以上で本日の委員会を閉会いたします。

午前11時59分閉会